

# 14. 新規事業等実施に伴う説明シート

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	海のまち・はまだ魅力化プロジェクト事業	整理番号	93
事業期間	単年度・複数年度 令和4年度～令和6年度・終期末定	担当部・課 事業区分	地域政策部 まちづくり社会教育課 新規・拡充 裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策
①目的	令和2年に日本財団の支援を受けて完成した「渚の交番be」を拠点に、市内の小中学校において海洋教育の推進に取り組んできた。この取組をいかし、さらに浜田の海の魅力を高めるため、様々な機関と連携した広域的な事業に取り組むことにより、海洋資源を活用した地域活性化を通じて、「海のまち・はまだ」の実現を目指す。		
②背景	「渚の交番be」を核として、これまで海洋教育に取り組んできたが、更なる浜田の海の魅力向上につなげるために、幅広い世代が関われるよう、拠点機能を高めるとともにその仕組みづくりが必要である。		

③効果	浜田の海の拠点機能を有する「渚の交番be」を拠点として、関係団体と協働して事業を行うことにより、単発的なイベント実施等にとどまらず、各種事業をトータルコーディネートすることができ、海洋資源を活用した地域活性化の相乗効果が期待できる。
④内容	<p>1 概要          以下の3つを柱に、浜田の海の魅力を高めるために支援を行う。</p> <p>(1) 浜田の海を『知る・親しむ』          社会教育の拠点であるまちづくりセンターと連携し、海の講座や、各種体験事業(SUP、釣り、藻塩づくり)を実施することで、広く市民に海の魅力を伝える。          (20のまちづくりセンターとの連携事業の実施を目標とする。)</p> <p>(2) 浜田の海を『楽しむ・伝える』          海に関するイベント開催やマリンスポーツ大会の招致等により、市内だけでなく市外からの誘客を目指し、関係人口・交流人口の創出につなげる。          また、HAMADA教育魅力化コンソーシアム等と連携し、市内の高校生や県立大学生等へ海の魅力の発信を行うとともに、次世代の人材の発掘にもつなげる。</p> <p>(3) 浜田の海を『守る』          定期的に海岸パトロールを行い、安全安心な浜田の海の環境を整えることで、『知る・親しむ』及び『楽しむ・伝える』活動の事業効果をより高める。</p> <p>2 支援内容          「渚の交番be」を管理運営している特定非営利活動法人浜田ライフセービングクラブに対し、事業実施に係る経費の補助を行う。          ・上限 2,000千円          ・補助率 10/10</p>
⑤その他	これまで「渚の交番be」などの市内施設と連携して行ってきた海洋教育については、引き続き市内の幼稚園及び小学校を主体に行う。   

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

まちづくりの大綱	VII. 協働による持続可能なまち
----------	-------------------

### (3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)
---------------

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VII. 協働による持続可能なまち
	施策大綱	VII-1. 地域コミュニティの形成
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財源内訳	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
	国県支出金	0	0	0	0
地方債( )	0	0	0	0	0
その他(ふるさと応援基金)	6,000	2,000	2,000	2,000	
一般財源	0	0	0	0	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	石見まちづくりセンター (仮称)長沢サブセンター整備事業	整理番号	98
事業期間	単年度・複数年度 令和4年度～令和5年度・終期末定	担当部・課	地域政策部 まちづくり社会教育課
		事業区分	新規・拡充 裁量・義務・政策ソフト・政策hardt 明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	市内で最も人口や世帯数が多く、面積も広い石見地区において、より一層協働のまちづくりを推進していくためには、拠点機能の拡充が必要であるため、既存の石見まちづくりセンターの機能を補完するサブセンターとして新規整備を行う。
②背景	平成25年度の社会教育委員の会の提言「浜田市の公民館のあり方、めざす姿について」において、石見公民館管轄区域に、公民館本館の設置が2館程度は必要と示された。また、地域住民から、長年拠点施設の整備について陳情等を受けていた。 そうした背景から、石見地区の人口規模や面積等を総合的に考慮し、公民館施設の拡充は必要であり、全体の公民館配置やコミュニティーセンター化も含めた方向性の検討を進めてきた。 また、平成29年度以降、本市の中期財政計画において長沢公民館整備事業を計上するとともに、施設概要、整備手法等といった施設整備に係る詳細についても調査検討を重ねてきた。
③効果	石見地区における地域活動拠点の拡充によって、協働のまちづくりが推進され、地域の活性化や地域課題の解決が図られる。また、避難所機能も拡充されることで、地域住民の安全・安心に繋がる。
④内容	・令和4年度 土地取得、新築設計 ・令和5年度 新築工事
⑤その他	<p>※詳細な設計内容については、関係者等と協議し決定する。</p> <p>1 整備施設の概要 浜田教育センター敷地(長沢町1550番地1外)に次のとおり整備する。            (1)建物 軽量鉄骨造平屋建(床面積400m<sup>2</sup>程度)を新築(太陽光発電設備有)            (2)土地 敷地面積2,000m<sup>2</sup>程度を島根県から取得            (3)運用開始 令和6年4月1日</p> <p>2 運営手法等 公設公営のまちづくりセンターとして、市直営での運営とする。ただし、石見まちづくりセンターの機能を補完するサブセンターとして位置付ける。</p> <p>【建設イメージ】</p>

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

### (3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有)・無)
・地元関係者等への説明会の実施

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VII. 協働による持続可能なまち
	施策大綱	VII-1. 地域コミュニティの形成
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財源内訳		全体計画	4年度	5年度	6年度以降
	事業費	394,000	79,440	314,560	0
国県支出金		0	0	0	0
地方債(緊防債)		383,600	79,100	304,500	0
その他( )		0	0	0	0
一般財源		10,400	340	10,060	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	防災備蓄倉庫整備事業		整理番号	131
担当部・課	総務部 防災安全課			
事業期間	単年度・複数年度	事業区分	新規	・ 拡充
	令和4年度～令和4年度・終期末定		裁量・義務・政策ソフト	政策ハード・明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	現状より容積の大きな備蓄倉庫を整備することにより、感染症対策資材等の備蓄物資増加及び災害時の支援物資受け入れに対応する。また、災害時でも安全な、交通アクセスの良い適地に整備することにより、災害時に支援物資を確実に避難者に届ける。
②背景	長沢防災備蓄倉庫が老朽化により使用できなくなったことにより、現在防災備蓄物資は普通財産の建物内に保管しているが、周辺が災害危険区域に位置しており、災害時の搬出が困難である。さらに、感染症対策資材の備蓄の急増等により、通路の確保ができていない状況にある。
③効果	事業実施により、従来の物資を安全に保管でき、またパレットや台車により倉庫内の容積を十分に活用することで、今後増加する備蓄物資や、災害時に急増する外部からの支援物資にも対応できる。
④内容	建設予定地 浜田市野原町 浜田市総合福祉センター周辺 延床面積 199m <sup>2</sup>
⑤その他	<p>&lt;防災備蓄倉庫の平面図&gt;</p>

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

県内他市においては、全て災害リスクのない防災備蓄倉庫を整備済みである。(益田市は令和3年度整備中)	(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施 (有・無)
---	--

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VI. 安全で安心して暮らせるまち
	施策大綱	VI-1. 災害に強いまちづくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

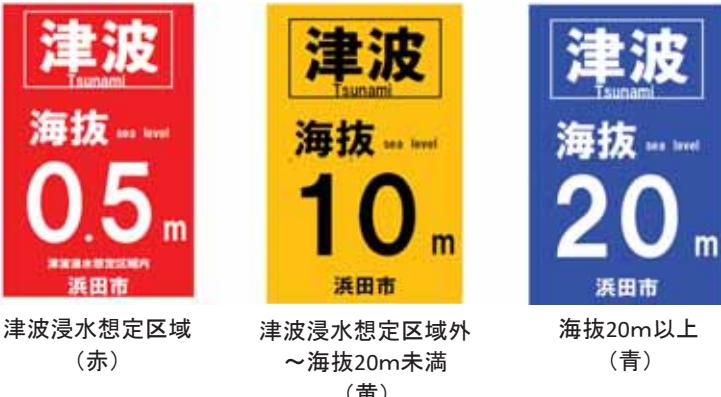
単位:千円

	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		46,071	46,071	0	0
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0
	地方債(緊防債)	46,000	46,000	0	0
	その他( )	0	0	0	0
	一般財源	71	71	0	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	津波危険地域表示板設置事業		整理番号	132
担当部・課	総務部 防災安全課		事業区分	新規・拡充
事業期間	(単年度)・複数年度 令和4年度～令和4年度・終期未定		裁量	義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	浜田市沖合地震により最大クラスの津波が発生した際は、地震発生から最短約7分で津波が到達するため、速やかに高台に避難することが必要である。このため津波発生時に、住民や観光客が現在地の津波浸水想定区域と海拔を即座に認識できるようにするために、津波危険地域表示板を設置する。			
②背景	平成23年度以来、浜田地域及び三隅地域の計507箇所に海拔表示板を設置している。 平成30年度には浜田市津波ハザードマップを作成し、津波浸水想定区域が明らかになったことから、これに合わせた津波危険地域表示板の設置が求められている。			
③効果	赤黄青の3色で危険度を示すことにより、表示板を見た際に、自分のいる場所の危険度を直感的に判断でき、速やかな避難行動を促すことができる。このことは平常時においても、津波の危険度を認識し、ハザードマップと関連付けて考える防災教育にも効果的である。			
④内容	浸水想定区域にリンクした津波危険地域表示板を400枚を作成し、作成したうち、283枚(各小中学校25校、各まちづくりセンター35施設、既存の電柱の一部)を設置する。残りについては、要望のあった集会所等に設置するほか、予備として保管する。 沿岸部に設置するため、他市でも使用実績のある塩害・風害を受けにくい素材の看板、固定ベルト等を採用する。			
⑤その他	<p style="text-align: center;"><b>津波危険地域表示板 表示例</b></p>  <p>津波浸水想定区域 (赤)</p> <p>津波浸水想定区域外 ～海拔20m未満 (黄)</p> <p>海拔20m以上 (青)</p>			

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

県内では類似事例なし	(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施 (有・無)
------------	--

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VI. 安全で安心して暮らせるまち
	施策大綱	VI-1. 災害に強いまちづくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		2,475	2,475	0	0
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0
	地方債( )	0	0	0	0
	その他(ふるさと応援基金)	2,475	2,475	0	0
	一般財源	0	0	0	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	新型コロナウイルス感染症 生活困窮者自立支援金支給事業	整理番号	267
事業期間	単年度・複数年度 令和3年度～令和4年度・終期末定	担当部・課	健康福祉部 地域福祉課
		事業区分	新規・拡充 裁量・義務・政策・ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	新型コロナウイルス感染症による影響の長期化に伴い、これまでの支援施策をもってしても、新たな就労や生活保護の受給に円滑に移行できていない世帯に対し、支援金を支給することで自立を支援する。		
	②背景		令和4年1月以降の全国的な感染者数の増加等、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、新型コロナウイルス感染症の影響により休業・失業した場合、早期の生活の立て直しが困難となっている。
	③効果		長期間にわたり生活に困窮している世帯に対し、途切れないと支援を行うことで、早期の生活の立て直しや自立を促すことが出来る。
	○対象者 以下の1の要件全てに該当する世帯であって、2又は3に該当する世帯 ※生活保護受給中世帯は除く。 1. (1) 1月あたりの収入が市町村民税均等割が非課税となる収入額の1/12と生活保護の住宅扶助基準の合計額以下 (浜田市の場合：単身世帯 11.5万円、2人世帯 15.4万円、3人世帯 18.2万円) (2) 世帯の預貯金が(1)の6倍以下(ただし100万円以下) (3) ハローワークを通じて求職活動を行い、就労による自立が困難な場合は生活保護の申請を行うこと 2. 総合支援資金の再貸付を終了した世帯又は再貸付について不承認とされた世帯 3. 緊急小口資金および総合支援資金の初回貸付のいずれも受けた世帯【拡充】		
	○内容 ④内容 ○支給額 単身世帯：6万円/月、2人世帯：8万円/月、3人以上世帯：10万円/月 ○支給期間 申請月から3か月(申請受付は令和4年3月末まで) ※初回の支給が終了した世帯に対し、3か月の再支給が可能 ○支給方法 前月の求職活動報告書の提出をもって、各月毎に支給 ○事業費内訳 対象世帯(20世帯) ・再貸付 3人以上世帯 7世帯×100千円×3月=2,100千円 ・緊急小口等 単身世帯 4世帯×60千円×3月=720千円 2人世帯 4世帯×80千円×3月=960千円 3人以上世帯 5世帯×100千円×3月=1,500千円 計 5,280千円		
⑤その他	【支援の流れ】  自立 ↓ ①緊急小口資金 ↓ ※令和4年3月末受付終了 :貸付上限20万円 ②総合支援資金(初回貸付) ↓ ※令和4年3月末受付終了 :貸付上限60万円 ③総合支援資金(延長貸付) ↓ ※令和3年6月末受付終了 :貸付上限60万円 ④総合支援資金(再貸付) ↓ ※令和3年12月末受付終了 :貸付上限60万円 【拡充】 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(初回支給) ↓ 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金(再支給)		

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討	(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施(有・無)
--------------------------	---

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	II. 健康でいきいきと暮らせるまち
	施策大綱	II-6. 地域福祉の推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		5,280	5,280	0	0
財源内訳	国県支出金	5,280	5,280	0	0
	地方債( )	0	0	0	0
	その他( )	0	0	0	0
	一般財源	0	0	0	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業		整理番号	289
事業期間	単年度・複数年度		担当部・課	健康福祉部 健康医療対策課
	令和4年度～令和6年度・終期末定		事業区分	新規・拡充 （裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策）

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	高齢者一人ひとりに対して、地域の健康課題を整理分析し、保健事業と介護予防事業を一体的に行うことで、効果的かつ効率的な健康づくりの推進を図る。											
②背景	<p>現行の医療保険制度では、74歳以下の被保険者は国民健康保険及び被用者保険の保健事業、75歳以上の被保険者は後期高齢者医療制度の保健事業に分かれている。このため、74歳までと75歳以降の保健事業が適切に継続されていないという課題がある。</p> <p>また、65歳以上の被保険者は介護保険による介護予防事業を実施しているが、後期高齢者は特に複数の慢性疾患や認知機能の低下、身体的・社会的フレイル（虚弱）状態になりやすい危険性があることから、市町村において保健事業と介護予防が一体的となった事業を実施することが望ましく、国は令和6年度までに全市町村での実施を目指している。</p>											
③効果	保健事業と介護予防を一体的に実施することで、高齢者の特性を踏まえ個人の状態に応じた包括的な支援を行うことができる。											
④内容	<p>○事業費内訳（島根県後期高齢者医療広域連合からの受託事業収入：10/10）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>・会計年度任用職員 3人（保健師・管理栄養士）</td> <td style="text-align: right;">8,949千円</td> </tr> <tr> <td>・栄養指導、運動教室等開催経費等</td> <td style="text-align: right;">278千円</td> </tr> <tr> <td>・啓発用資材等購入費（体組成計・握力計等）</td> <td style="text-align: right;">342千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;"><b>計 9,569千円</b></td> <td></td> </tr> </table>				・会計年度任用職員 3人（保健師・管理栄養士）	8,949千円	・栄養指導、運動教室等開催経費等	278千円	・啓発用資材等購入費（体組成計・握力計等）	342千円	<b>計 9,569千円</b>	
・会計年度任用職員 3人（保健師・管理栄養士）	8,949千円											
・栄養指導、運動教室等開催経費等	278千円											
・啓発用資材等購入費（体組成計・握力計等）	342千円											
<b>計 9,569千円</b>												
⑤その他	<p><b>【職員体制】</b>            医療専門職（専門技術員等）1人 …事業の企画・調整業務            会計年度任用職員3人（保健師2人、管理栄養士1人）…健康相談、栄養指導等</p> <p><b>【事業の流れ】</b>            国保データベースシステム（KDBシステム）等を活用し、対象者抽出や地域の健康課題を把握し事業を企画</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">KDBシステム等（医療レセプト、健診、介護レセプト、要介護認定）</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-right: 10px;">フレイル（虚弱）状態のチェック質問票</div> <div style="margin: 0 10px;">↓ 分析 ↓ 分析</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 10px;">対象者の抽出、地域の健康課題の把握、事業の企画等</div> </div> <p style="text-align: center;">↓</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 45%;"> <p><b>●ハイリスクアプローチ（リスクが高い人への取組）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 低栄養防止・重症化予防の取組</li> <li>イ. 重複・頻回受診者・重複投薬者への相談指導の取組等</li> <li>ウ. 栄養相談や定期的な訪問による栄養指導等</li> </ul> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 45%;"> <p><b>●ポピュレーションアプローチ（集団全体への働きかけ）</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 通いの場等で、フレイル予防の普及啓発活動や運動、栄養、口腔等のフレイル予防などの健康教育・健康相談を実施</li> <li>イ. 後期高齢者質問票の活用等、フレイル状態にある高齢者等を把握し、低栄養や筋肉低下等の状態に応じた保健指導や生活機能向上に向けた支援等を実施</li> </ul> </div> </div>											

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

県内では、松江市、邑南町、出雲市、雲南市、隱岐の島町が実施している。松江市ではハイリスクアプローチについては栄養士会へ依託し、ポピュレーションアプローチについては現在実施している教室にフレイル予防をセットで実施している。邑南町では、通いの場の参加者は閉じこもりと運動機能低下を対象としている。
--

### (3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施（有・無）

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	II. 健康でいきいきと暮らせるまち
	施策大綱	II-2. 健康づくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財源内訳	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		28,707	9,569	9,569	9,569
国県支出金		0	0	0	0
地方債( )		0	0	0	0
その他（諸収入）	28,707	9,569	9,569	9,569	
一般財源		0	0	0	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	浜田医療センター附属看護学校支援事業		
	整理番号	<b>291</b>	
事業期間	担当部・課	健康福祉部 健康医療対策課	
	事業区分	新規	拡充
		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード	(明るい未来・中山間地対策)

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	県西部地域の中核病院である浜田医療センターの機能維持をはじめ、県西部地域の医療提供体制を確保する上でも欠かせない看護師養成機関である浜田医療センター附属看護学校(以下:附属看護学校)に対して、その運営に必要な経費を補助することにより、同センターの機能強化及び充実を図るとともに、浜田圏域における看護師の人材育成と確保を図る。
②背景	<p>独立行政法人国立病院機構では、経営改善の推進、学生の大学志向や少子化を背景に、各附属看護学校について、民間譲渡や閉校も含め、あり方を検討するよう求めている。</p> <p>浜田圏域においては、地域に附属看護学校の代替となる機能がないことから、見直しの方向性によっては地域医療提供体制の維持に大きな影響を受けることとなり、令和2年度に浜田市長から浜田医療センターに対して学校存続を求める要望書を提出している。また、市独自の対策として、附属看護学校への支援及び市内の看護師の安定的な確保を図るために、令和3年度に看護学生を対象とした奨学金制度を創設した。</p> <p>附属看護学校は、県西部地域の医療提供体制を確保する上で重要な看護師養成機関であり、島根県においても支援が検討されている。浜田市においても附属看護学校の運営存続のため、県に合わせて支援を行う。</p>
③効果	附属看護学校に対して運営に必要な経費を補助することで、安定的な運営が図られ、看護人材の質の向上及び安定的な確保が見込まれる。また、附属看護学校の運営継続により、県西部地域の拠点病院である浜田医療センターの看護職員の確保及び、県西部地域の医療提供体制の確保が図られる。
④内容	浜田医療センター附属看護学校への運営費補助 補助額 10,000千円/年 補助期間 令和4年度～令和6年度（3年間）
⑤その他	<p>附属看護学校の令和3年度の入学者は、近隣の地域の高校生を中心に募集定員を超える入学があり、看護職を目指す若者の大切な進学先となっている。</p> <p>卒業後の就職先については、半数以上が浜田医療センターへ就職をしており、県西部の拠点病院である同センターの看護職員確保とともに、県西部市地域の看護師確保に大きく貢献している。</p> <p>県西部地域における看護師養成校のうち、1校が学生募集を停止し、看護師の需給状況は極めて厳しくなっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○附属看護学校の入学者の推移 R1:38名、R2:34名 R3:47名</li> <li>○附属看護学校卒業生の就職状況 R2: 30名 …浜田市(医療センター):16名、その他県内:9名、県外:5名</li> <li>○島根県西部の看護師養成所 <ul style="list-style-type: none"> <li>・浜田医療センター附属看護学校(3年過程) 40名(浜田市)</li> <li>・県立石見高等看護学院(3年過程) 40名(益田市)</li> <li>・六日市医療技術専門学校(2年過程) 30名(吉賀町) ※R3年度末を持って閉校予定</li> </ul> </li> </ul>

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

	(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容
	市民参加の実施 (有・無)

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	II. 健康でいきいきと暮らせるまち
	施策大綱	II-1. 医療体制の充実
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財源内訳		全体計画	4年度	5年度	6年度以降
	事業費	30,000	10,000	10,000	10,000
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債( )	0	0	0	0
	その他(ふるさと応援基金)	30,000	10,000	10,000	10,000
	一般財源	0	0	0	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	子ども医療費助成事業		整理番号	301	
担当部・課	健康福祉部 保険年金課		事業区分	新規 ・ 拡充	
事業期間	単年度 ・ 複数年度	平成 23 年度～令和 年度・終期末定	裁量・義務	政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策	

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	浜田市独自に実施している医療費助成制度について、令和4年4月から、対象者を「18歳到達後最初の3月31日までの子」に拡充する。																																																						
②背景	<p>浜田市の医療費助成制度は、県制度による小学生までを対象とした乳幼児等医療費助成制度に加えて、市独自に対象者の拡充や、自己負担限度額の引き下げを行っている。 全国的には対象を18歳年度末年齢に拡充している自治体が増加していることから、令和4年4月から対象者を「18歳到達後最初の3月31日までの子」に拡充する条例改正を行った。</p> <p><b>●医療費助成制度の変遷</b></p> <p>※網掛け部分…市独自制度</p>																																																						
③効果	保護者等の経済的負担の軽減をすることで、子どもの健全な育成及び安心して子どもを産み育てる環境の整備を図る。																																																						
④内容	<table border="0"> <tr> <td>○事業費内訳</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>【消耗品費】</td> <td>制度案内チラシ用紙費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>17千円</td> </tr> <tr> <td>【印刷製本費】</td> <td>受給資格証・窓あき封筒印刷費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>281千円</td> </tr> <tr> <td>【郵便料】</td> <td>受給資格証発送、支給決定通知費用</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>130千円</td> </tr> <tr> <td>【手数料】</td> <td>国保連審査支払手数料</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2,443千円 (うち18歳年齢拡充分: 438千円)</td> </tr> <tr> <td>【扶助費】</td> <td>子ども医療費助成額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>84,076千円 (うち18歳年齢拡充分: 15,853千円)</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;"><b>合計86,947千円</b></td> </tr> </table>						○事業費内訳							【消耗品費】	制度案内チラシ用紙費用					17千円	【印刷製本費】	受給資格証・窓あき封筒印刷費用					281千円	【郵便料】	受給資格証発送、支給決定通知費用					130千円	【手数料】	国保連審査支払手数料					2,443千円 (うち18歳年齢拡充分: 438千円)	【扶助費】	子ども医療費助成額					84,076千円 (うち18歳年齢拡充分: 15,853千円)							<b>合計86,947千円</b>
○事業費内訳																																																							
【消耗品費】	制度案内チラシ用紙費用					17千円																																																	
【印刷製本費】	受給資格証・窓あき封筒印刷費用					281千円																																																	
【郵便料】	受給資格証発送、支給決定通知費用					130千円																																																	
【手数料】	国保連審査支払手数料					2,443千円 (うち18歳年齢拡充分: 438千円)																																																	
【扶助費】	子ども医療費助成額					84,076千円 (うち18歳年齢拡充分: 15,853千円)																																																	
						<b>合計86,947千円</b>																																																	
⑤その他																																																							

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

島根県内で18歳年度末年齢までの医療費助成を実施している市町村: 川本町、津和野町、知夫村、飯南町、吉賀町(吉賀町は高校生のみ)	(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施 (有・無)
---	--

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	II. 健康でいきいきと暮らせるまち
	施策大綱	II-3. 子どもを安心して産み育てる環境づくり
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	2. 子どもを安心して産み育てる環境づくり

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

財源内訳	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		未定	86,947	未定	未定
	国県支出金		18,243		
	地方債(過疎債)		62,300		
	その他(諸収入)		6,333		
	一般財源		71		

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	市民と共に学ぶ環境づくり事業		整理番号	314	
担当部・課	市民生活部 環境課		事業区分	新規 ・ 拡充	
事業期間	単年度 ・ <b>複数年度</b>	令和 4 年度 ~ 令和 年度 ・ <b>終期未定</b>	裁量・義務・政策ソフト	政策ハード・明るい未来・中山間地対策	
事業区分					

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	脱炭素や地球温暖化防止に役立つ知識や情報を学ぶ環境をつくり、広く市民と共に学ぶことで、市民の行動変革を促すことを目的に事業を展開する。
②背景	近年、国内外で様々な気象災害が発生しており、今後、豪雨や猛暑のリスクが更に高まることが予想されている。気候変動の原因となっている温室効果ガスは、経済活動・日常生活に伴い排出されており、日本全体の温室効果ガス排出量の約6割が国民一人ひとりの衣食住や移動といったライフスタイルに起因しているという分析もある。将来の世代も安心して暮らせる、持続可能な社会をつくるため、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けて、あらゆる主体が取り組むことが必要となっている。
③効果	一人ひとりの行動変革により、温室効果ガスの削減が図られ、地球温暖化の防止に寄与すると共に、気象災害を低減させることができる。
④内容	脱炭素や地球温暖化防止に役立つ知識や情報を学ぶ番組や動画を作成し、インターネットやケーブルテレビで配信すると共に、スマホアプリでも視聴できるようにして、広く市民と共に学んでいく。 また、普及啓発効果を高めるため、スマホアプリにクイズ機能やポイント獲得機能を付加し、付与されたポイントに応じて景品が獲得できるような仕組みを構築する。
⑤その他	<p><b>1 番組制作・配信費用</b> &lt;5,130千円&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 番組制作・配信費 4,345千円</li> <li>② 講師謝金・ロゴ作成 352千円</li> <li>③ チラシ作成・配達費 433千円</li> </ul> <p><b>2 スマホアプリ導入費用</b> &lt;550千円&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① クイズ、ポイント機能導入費 250千円</li> <li>② アプリ使用料(半年分) 300千円</li> </ul> <p><b>3 ポイント交換商品費用</b> &lt;100千円&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 共通商品券代(1,000円×100人) 100千円</li> </ul> <p><b>4 その他事務費用</b> &lt;320千円&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 旅費 国県協議旅費 202千円</li> <li>② 消耗品費 事務消耗品 118千円</li> </ul> <p>支出合計 6,100,000円</p> <p>財源:過疎地域持続的発展支援交付金(環境貢献施策の推進) 5,898千円×1/2=2,949千円</p> <p>収入合計 2,949,000円</p>

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

スマホアプリ導入、ポイント獲得機能を用いた景品抽選:名古屋市、福島県、九州(7県共通アプリ)など	(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施 (有 ・ <b>無</b> )
--	--

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	IV. 自然環境を守り活かすまち
	施策大綱	IV-1. 地球温暖化対策の推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		未定	6,100	未定	未定
財源内訳	国県支出金		2,949		
	地方債( )		0		
	その他( )		0		
	一般財源		3,151		

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	地域の再エネ導入支援事業		整理番号	315
事業期間	単年度・複数年度 令和4年度～令和 年度・終期未定		担当部・課	市民生活部 環境課
		事業区分	新規・拡充 裁量・義務・政策ソフト	政策ハード・明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	家庭や事業所での再生可能エネルギー導入の支援を行うことで、カーボンニュートラルに向けた取り組みを促進する。																																											
②背景	2020年10月、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言したことを受け、各自治体も脱炭素化に向けて動き出した。島根県においても、再生可能エネルギー導入の支援制度を拡充(蓄電池について、既設太陽光発電に設置する場合も補助対象とするなど)する見込みであり、当市においても支援制度の更なる拡充が求められている。																																											
③効果	太陽光発電などの再生可能エネルギーは温室効果ガスを排出しないことから、住宅・事業所に再生可能エネルギー導入の支援をすることで、温室効果ガスの排出量の削減を図り、カーボンニュートラルの実現に寄与する。																																											
④内容	住宅への太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援すると共に、事業所が取り組む木質バイオマス発電などの再生可能エネルギー導入を支援する。																																											
◆補助メニューの拡充内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>補助対象</th> <th>概要</th> <th>上限額 (1件毎)</th> <th>予算額(財源内訳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>住宅用太陽光発電設備</td> <td>出力1kWあたり10千円</td> <td>40千円</td> <td>400千円(県: 400千円)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>住宅用蓄電池(太陽光併用)</td> <td>設置費用以内</td> <td>100千円</td> <td>500千円(県: 500千円)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>住宅用蓄電池(単独設置)</td> <td>設置費用以内</td> <td>100千円</td> <td>500千円(市: 500千円)</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>太陽熱等利用設備</td> <td>設置費用の1/2以内</td> <td>300千円</td> <td>600千円(県: 600千円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td><td>2,000千円(県: 1,500千円、市: 500千円)</td> </tr> </tbody> </table>				番号	補助対象	概要	上限額 (1件毎)	予算額(財源内訳)	①	住宅用太陽光発電設備	出力1kWあたり10千円	40千円	400千円(県: 400千円)	②	住宅用蓄電池(太陽光併用)	設置費用以内	100千円	500千円(県: 500千円)	③	住宅用蓄電池(単独設置)	設置費用以内	100千円	500千円(市: 500千円)	④	太陽熱等利用設備	設置費用の1/2以内	300千円	600千円(県: 600千円)					2,000千円(県: 1,500千円、市: 500千円)										
番号	補助対象	概要	上限額 (1件毎)	予算額(財源内訳)																																								
①	住宅用太陽光発電設備	出力1kWあたり10千円	40千円	400千円(県: 400千円)																																								
②	住宅用蓄電池(太陽光併用)	設置費用以内	100千円	500千円(県: 500千円)																																								
③	住宅用蓄電池(単独設置)	設置費用以内	100千円	500千円(市: 500千円)																																								
④	太陽熱等利用設備	設置費用の1/2以内	300千円	600千円(県: 600千円)																																								
				2,000千円(県: 1,500千円、市: 500千円)																																								
⑤その他	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>補助対象</th> <th>概要</th> <th>上限額 (1件毎)</th> <th>予算額(財源内訳)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>住宅用太陽光発電設備</td> <td>出力1kWあたり40千円</td> <td>160千円</td> <td>1,600千円(県: 800千円、市: 800千円)</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>住宅用蓄電池(併用・単独)</td> <td>設置費用以内</td> <td>200千円</td> <td>2,000千円(県: 1,000千円、市: 1,000千円)</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>太陽熱等利用設備</td> <td>設置費用の1/2以内</td> <td>300千円</td> <td>300千円(県: 300千円)</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>木質バイオマス熱利用設備</td> <td>設置費用の1/2以内</td> <td>400千円</td> <td>800千円(県: 400千円、市: 400千円)</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>林地残材集積装置</td> <td>購入費用の1/2以内</td> <td>300千円</td> <td>300千円(県: 300千円)</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>畜産バイオマス利活用</td> <td>調査研究・導入費用の1/2以内</td> <td>800千円</td> <td>800千円(市: 800千円)</td> </tr> <tr> <td colspan="4">※①・②は拡充、④～⑥は新規</td><td>5,800千円(県: 2,800千円、市: 3,000千円)</td> </tr> </tbody> </table>				番号	補助対象	概要	上限額 (1件毎)	予算額(財源内訳)	①	住宅用太陽光発電設備	出力1kWあたり40千円	160千円	1,600千円(県: 800千円、市: 800千円)	②	住宅用蓄電池(併用・単独)	設置費用以内	200千円	2,000千円(県: 1,000千円、市: 1,000千円)	③	太陽熱等利用設備	設置費用の1/2以内	300千円	300千円(県: 300千円)	④	木質バイオマス熱利用設備	設置費用の1/2以内	400千円	800千円(県: 400千円、市: 400千円)	⑤	林地残材集積装置	購入費用の1/2以内	300千円	300千円(県: 300千円)	⑥	畜産バイオマス利活用	調査研究・導入費用の1/2以内	800千円	800千円(市: 800千円)	※①・②は拡充、④～⑥は新規				5,800千円(県: 2,800千円、市: 3,000千円)
番号	補助対象	概要	上限額 (1件毎)	予算額(財源内訳)																																								
①	住宅用太陽光発電設備	出力1kWあたり40千円	160千円	1,600千円(県: 800千円、市: 800千円)																																								
②	住宅用蓄電池(併用・単独)	設置費用以内	200千円	2,000千円(県: 1,000千円、市: 1,000千円)																																								
③	太陽熱等利用設備	設置費用の1/2以内	300千円	300千円(県: 300千円)																																								
④	木質バイオマス熱利用設備	設置費用の1/2以内	400千円	800千円(県: 400千円、市: 400千円)																																								
⑤	林地残材集積装置	購入費用の1/2以内	300千円	300千円(県: 300千円)																																								
⑥	畜産バイオマス利活用	調査研究・導入費用の1/2以内	800千円	800千円(市: 800千円)																																								
※①・②は拡充、④～⑥は新規				5,800千円(県: 2,800千円、市: 3,000千円)																																								

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

### (3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	IV. 自然環境を守り活かすまち
	施策大綱	IV-1. 地球温暖化対策の推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財源内訳	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
	国県支出金		2,800		
地方債( )			0		
その他( )			0		
一般財源			3,000		

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	担い手等育成支援事業		整理番号	384
担当部・課	産業経済部 農林振興課			
事業期間	単年度・複数年度	事業区分	(新規)・拡充	
令和4年度～令和7年度・終期末定	裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来(中山間地対策)			

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	<p><b>(1) 担い手育成事業</b> 今後市内農業の担い手の中心として活躍が期待できる経営体に対して、農業経営に必要な機械・施設等の整備について支援することで、当市農業の継続的な発展を図る。</p> <p><b>(2) 産地振興事業</b> 「浜田市の顔となる農作物」に選定した「大粒ぶどう・赤梨・西条柿」において、新植・補植、災害復旧・災害対策、収益性向上、経営継承を支援することで、産地の担い手の確保・育成と、農業者の所得向上、地域農業の持続的発展を図る。 また、組み合わせ作物については、実証圃の設置により栽培技術の研究・検証を行うとともに、確立出来た作物は、JA等と協議を行い転作奨励を推進することにより、農業者の所得、農業生産額の向上及び地域農業の持続的発展に寄与する。</p>																																						
	<p><b>(1) 担い手育成事業</b> 新規就農者育成支援事業、認定農業者等育成支援事業、旧農業振興基金事業など、各事業に分かれていた担い手(新規就農者・認定農業者・サポート経営体)支援メニューを統合し、中山間地域活性化のための事業として再構築するもの。</p> <p><b>(2) 産地振興事業</b> 「元気な浜田」農産物振興プロジェクト事業の支援メニューを見直したうえで、中山間地域活性化のための事業として再構築するもの。</p>																																						
②背景	<p><b>③効果</b> 地域農業の担い手となる農業者等の確保・育成、ひいては当市における農業の維持・発展が期待できる。</p>																																						
④内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(1) 担い手育成事業</th> <th>概 要</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>ハウス整備支援事業</td> <td>中核的経営体等育成支援事業(県1/3)の上乗せ補助</td> <td>新規就農者</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>機械導入・整備支援事業</td> <td>中核的経営体等育成支援事業(県1/3)の上乗せ補助</td> <td>新規就農者</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>農業用機械導入・整備に対する市単独補助</td> <td>認定農業者</td> <td>1/6</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>新規就農者</td> <td>1/2</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>認定農業者</td> <td>1/3</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>広域連携組織等</td> <td>1/3</td> </tr> </tbody> </table>				(1) 担い手育成事業		概 要	補助率		①	ハウス整備支援事業	中核的経営体等育成支援事業(県1/3)の上乗せ補助	新規就農者	1/3	②	機械導入・整備支援事業	中核的経営体等育成支援事業(県1/3)の上乗せ補助	新規就農者	1/3			農業用機械導入・整備に対する市単独補助	認定農業者	1/6				新規就農者	1/2				認定農業者	1/3				広域連携組織等	1/3
(1) 担い手育成事業		概 要	補助率																																				
①	ハウス整備支援事業	中核的経営体等育成支援事業(県1/3)の上乗せ補助	新規就農者	1/3																																			
②	機械導入・整備支援事業	中核的経営体等育成支援事業(県1/3)の上乗せ補助	新規就農者	1/3																																			
		農業用機械導入・整備に対する市単独補助	認定農業者	1/6																																			
			新規就農者	1/2																																			
			認定農業者	1/3																																			
			広域連携組織等	1/3																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">(2) 産地振興事業</th> <th>概 要</th> <th colspan="2">補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>新植・補植支援事業</td> <td>3果樹の新植・補植に係る経費の支援</td> <td rowspan="7">1/2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>災害復旧・災害対策支援事業</td> <td>被災施設の復旧や災害対策の取り組みに係る経費の支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>収益性向上支援事業</td> <td>収益性向上のために必要な機械設備等の導入に係る経費の支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>経営継承促進支援事業</td> <td>経営継承のために必要な施設や機械設備等の導入・更新・改修に係る経費の支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>実証圃設置支援事業</td> <td>市推進品目(組み合わせ作物)の実証圃設置に係る経費の支援</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="4">※すべて市単独補助</td></tr> </tbody> </table>				(2) 産地振興事業		概 要	補助率		①	新植・補植支援事業	3果樹の新植・補植に係る経費の支援	1/2		②	災害復旧・災害対策支援事業	被災施設の復旧や災害対策の取り組みに係る経費の支援		③	収益性向上支援事業	収益性向上のために必要な機械設備等の導入に係る経費の支援		④	経営継承促進支援事業	経営継承のために必要な施設や機械設備等の導入・更新・改修に係る経費の支援		⑤	実証圃設置支援事業	市推進品目(組み合わせ作物)の実証圃設置に係る経費の支援			※すべて市単独補助								
(2) 産地振興事業		概 要	補助率																																				
①	新植・補植支援事業	3果樹の新植・補植に係る経費の支援	1/2																																				
②	災害復旧・災害対策支援事業	被災施設の復旧や災害対策の取り組みに係る経費の支援																																					
③	収益性向上支援事業	収益性向上のために必要な機械設備等の導入に係る経費の支援																																					
④	経営継承促進支援事業	経営継承のために必要な施設や機械設備等の導入・更新・改修に係る経費の支援																																					
⑤	実証圃設置支援事業	市推進品目(組み合わせ作物)の実証圃設置に係る経費の支援																																					
	※すべて市単独補助																																						
⑤その他																																							

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

		(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施 (有・無)			

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-2. 農林業の振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		128,000	32,000	32,000	64,000
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0
	地方債( )	0	0	0	0
	その他(まちづくり振興基金)	128,000	32,000	32,000	64,000
	一般財源	0	0	0	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	豊かな森づくり推進事業		整理番号	412
			担当部・課	産業経済部 農林振興課
事業期間	単年度・複数年度		事業区分	新規・拡充
	令和2年度～令和 年度・終期未定			裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	林業の成長化と森林資源の適切な管理及び有効活用を行うため、森林管理の委託による森林整備、市産木材の利用促進、林業従事者の人材育成等の事業を行い、持続可能な森林経営と地域林業の発展を目指す。
②背景	森林環境譲与税(令和元年度から交付)を財源とし、森林経営管理法に基づく森林経営管理業務や地域林業の発展に資する取組みを行う。
③効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○森林整備を進めることで、森林環境保全と森林資源の有効活用が図られる。</li> <li>○建築材として市産材が普及することで、有利販売による木材価格の向上と市産材のブランド化が図られる。</li> <li>○林業従事者や自伐林家等の担い手に対する支援を行うことで、事故防止、生産性の向上、森林整備が図られる。</li> <li>○木育を推進することで、主に子どもたちへの森林環境教育や意識高揚が図られる。</li> <li>○路網整備等の搬出支援を行うことで、伐採・搬出・運搬の効率化と林業事業者の負担軽減が図られる。</li> <li>○市内製材力の機能強化を行うことで、市産原木需要の増加及び市産製材品の供給の増加が図られる。</li> <li>○原木椎茸生産者への支援により、生産量の維持向上が図られる。</li> </ul>
④内容	<p>&lt;事業内容&gt; ※新規・拡充項目のみ詳細を記載</p> <p><b>(1)森林整備・経営管理事業【20,812千円】[拡充]</b>          ◆拡充内容: 森林経営管理を進めるための業務委託費、条件不利地での搬出助成、調査器具購入費を追加</p> <p><b>(2)市産木材利用促進事業</b>          ①市産木市産建築材品質向上事業【1,000千円】          ②市産広葉樹材研究開発事業【1,500千円】          ③市産材認証事業【400千円】          ④市産材住宅普及促進事業【6,960千円】          市産材(県産材)を活用した住宅建築への補助(施工主、施工業者) [拡充]          ◆拡充内容: 市産材活用分について、3千円/m<sup>3</sup>を上乗せ補助(上乗せの上限30千円)          ⑤木製施設導入事業【3,300千円】          公共施設における木製施設の導入事業 [新規]          ◆子育て世代包括支援センターの木製遊具製作等</p> <p><b>(3)担い手育成支援事業</b>          ①林業従事者育成事業【800千円】          ②製材専門職育成業務委託事業【3,300千円】          製材業務の技術向上等の人材育成費用 [拡充]          ◆拡充内容: 従来の木工職人から対象範囲を製材業務に拡大          ③個人林家支援事業【4,000千円】          個人林家が行う森林整備費の補助 [拡充]          ◆拡充内容: 作業道整備等を追加          ④林業作業安全対策事業【1,200千円】</p> <p><b>(4)森林環境教育普及啓発事業</b>          ①森林環境教育普及啓発事業【800千円】          森林教育の普及啓発にかかる費用 [拡充]          ◆拡充内容: 林業研究グループの活動支援を追加          ②木育推進事業【2,200千円】          市産材を活用した木製玩具を誕生日祝い品として贈呈 [新規]</p> <p><b>(5)路網整備事業【4,000千円】</b>  <b>(6)製材力強化事業【2,000千円】</b>  <b>(7)原木椎茸生産支援事業【5,700千円】</b>  <b>(8)基金積立金【19千円】</b></p>
⑤その他	

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

	(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施(有・無)
--	---

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ  まちづくりの大綱  施策大綱  まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	I-2. 農林業の振興
	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

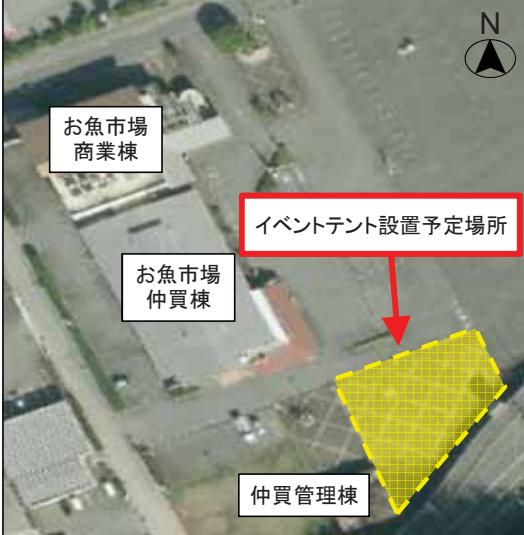
### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		未定	57,991	未定	未定
財源内訳	国県支出金		0		
	地方債( )		0		
	その他(財産収入)		19		
	一般財源		57,972		

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	浜田漁港周辺エリアイベントスペース設置事業		整理番号	445
事業期間	単年度・複数年度 令和4年度～令和 年度・終期未定		担当部・課	産業経済部 水産振興課
		事業区分	(新規)・拡充	裁量・義務 政策ソフト 政策ハード・明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	はまだお魚市場敷地内にイベントテント等を設置し、PRイベント等を開催できるスペースを確保することで、浜田漁港周辺エリアの活性化を図る。		
②背景	令和3年7月にはまだお魚市場がグランドオープンを迎えて、新型コロナウイルス感染症の影響の中、指定管理者においては様々なイベントを企画し浜田漁港周辺エリアの賑わい創出に尽力されている。 今後、官民間わざイベントの実施頻度を高めて賑わいの定着を図る必要があるが、常設のイベントスペースがないため、実施に至らない状況にある。		
③効果	浜田漁港周辺エリアのさらなる賑わい創出と、中核施設であるはまだお魚市場の活性化が見込まれる。		
④内容	○備品購入費	9,926千円	
	イベントテント(10m×10m 2張)	6,598千円	
	イベントステージ(D5.4m×W7.2m×H0.6m)	2,024千円	
	屋外用ベンチ(27台)	1,304千円	
	○手数料(テント撤去再設置費、保管料)	1,397千円	
⑤その他	<p>はまだお魚市場敷地は海寄りの風の影響を強く受けたため、天幕・支柱の破損や破損したテントの一部が周辺施設・交通車両等に飛来し、第三者に損害を及ぼす危険性がある。</p> <p>このため、冬季(12月から3月まで)はテントを全面撤去し、春季に再度設置する。</p> <p>また、4月から11月までの間で台風の接近等の荒天が予想される際は、テントの天幕を緊急的に撤去し、安全管理に努める。</p> <p>テント緊急撤去・再設置回数は年3回を見込んでいる。</p>  		

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

### (3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-1. 水産業の振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		未定	11,323	未定	未定
財源内訳	国県支出金		0		
	地方債( )		0		
	その他(ふるさと応援基金)		9,926		
	一般財源		1,397		

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	<b>萩・石見空港利用促進対策事業</b>		整理番号	<b>470</b>
			担当部・課	産業経済部 商工労働課
事業期間	単年度・複数年度		事業区分	新規・拡充
	平成26年度～令和 年度	終期末定		裁量・義務 (政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策)

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	萩・石見空港東京線の2便化を安定させるため、浜田市独自の補助制度を実施することにより、市民の空港利用を促進する。また、浜田市共通商品券にて補助を行うことにより、市内での購買促進・消費喚起に寄与する。																																		
	令和2年5月には、国土交通省が行う羽田発着枠政策コンテストにおいて、萩・石見空港東京線の2往復運航について、令和5年3月25日まで継続することが決定した。 また、令和3年10月には、運行期間が令和5年10月まで延長された。																																		
	萩・石見空港利用拡大促進協議会の補助制度に加え、本市独自制度の実施により、萩・石見空港利用者数が向上しているものの、新型コロナウイルス感染症による移動自粛等の影響を受けている。 平成28年度:119,482人 平成29年度:141,109人 平成30年度:146,248人 令和元年度:140,689人 令和2年度:24,337人 令和3年度(12月末時点):24,204人																																		
	令和3年度までは補助対象区分を「65歳以上」「65歳未満」「サポートー企業」「修学旅行」と区分していたが、令和4年度以降は以下の区分に変更する。 ○補助金の見直し																																		
	<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr><th colspan="2">令和3年度</th></tr> <tr><th>区分</th><th>補助金額(片道)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>65歳以上</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>65歳未満</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>サポートー企業</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>修学旅行</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>補助金合計</td><td>23,043千円</td></tr> </tbody> </table> <span style="font-size: 2em; margin: 0 10px;">➡</span> <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <thead> <tr><th colspan="2">令和4年度</th></tr> <tr><th>区分</th><th>補助金額(片道)</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>関係人口促進</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>移住検討者</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>移住決定者</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>市内高等教育機関の学生</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>3名以上の同一便利用</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>2名以下の同一便利用</td><td>1,500円</td></tr> <tr><td>修学旅行</td><td>3,000円</td></tr> <tr><td>補助金合計</td><td>17,361千円</td></tr> </tbody> </table>		令和3年度		区分	補助金額(片道)	65歳以上	2,500円	65歳未満	1,500円	サポートー企業	2,500円	修学旅行	3,000円	補助金合計	23,043千円	令和4年度		区分	補助金額(片道)	関係人口促進	1,000円	移住検討者	1,000円	移住決定者	5,000円	市内高等教育機関の学生	2,500円	3名以上の同一便利用	2,500円	2名以下の同一便利用	1,500円	修学旅行	3,000円	補助金合計
令和3年度																																			
区分	補助金額(片道)																																		
65歳以上	2,500円																																		
65歳未満	1,500円																																		
サポートー企業	2,500円																																		
修学旅行	3,000円																																		
補助金合計	23,043千円																																		
令和4年度																																			
区分	補助金額(片道)																																		
関係人口促進	1,000円																																		
移住検討者	1,000円																																		
移住決定者	5,000円																																		
市内高等教育機関の学生	2,500円																																		
3名以上の同一便利用	2,500円																																		
2名以下の同一便利用	1,500円																																		
修学旅行	3,000円																																		
補助金合計	17,361千円																																		
④内容	○経費積算 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>補助金</td><td style="text-align: right;">17,361千円</td></tr> <tr><td>会計年度任用職員人件費</td><td style="text-align: right;">2,600千円</td></tr> <tr><td>チラシ作成委託料</td><td style="text-align: right;">284千円</td></tr> <tr><td>郵便料</td><td style="text-align: right;">60千円</td></tr> <tr><td>折込手数料</td><td style="text-align: right;">69千円</td></tr> </table>		補助金	17,361千円	会計年度任用職員人件費	2,600千円	チラシ作成委託料	284千円	郵便料	60千円	折込手数料	69千円																							
補助金	17,361千円																																		
会計年度任用職員人件費	2,600千円																																		
チラシ作成委託料	284千円																																		
郵便料	60千円																																		
折込手数料	69千円																																		
⑤その他																																			

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

		(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容	
		市民参加の実施 (有・無)	

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I . 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I -3. 商工業の振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		未定	20,374	未定	未定
財源内訳	国県支出金		0		
	地方債(過疎債)		20,300		
	その他( )		0		
	一般財源		74		

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	「食」を通じた浜田の魅力化向上事業		整理番号	503
担当部・課	産業経済部 観光交流課		事業区分	(新規)・拡充
事業期間	単年度・複数年度 令和4年度～令和6年度・終期末定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハーベン・明るい未来・中山間地対策	

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	本市の観光の重要な要素である「食」に焦点を当て、交流人口の創出、拡大を目的とする。
②背景	本市の観光・交流の推進にあたり、「食」「温泉」「神楽」を主要な資源として、浜田市観光協会と連携し、情報発信や受入体制の整備などの取り組みを行ってきた。浜田の食の魅力化については、「はまごち」の取り組みにより、加盟店の情報をを中心にホームページやパンフレットで発信をしており、加盟店の販促支援にはなっているが、食材や生産者に光が当たっておらず、十分に情報発信ができていない。
③効果	民間企業のネットワーク、ノウハウを活用した「食」の魅力化、浜田の「食」が来訪の目的となるよう効果的な情報発信を行うことで、観光客数及び交流人口の増が見込まれる。
④内容	総務省が創設した、地域活性化起業人(企業人材派遣制度)を活用し、飲食店等の情報提供サービスや経営に関する各種業務支援サービスの提供などを行う民間企業の社員を受け入れ、専門知識や人脈などのノウハウを活用し、本市の「食」に焦点をあてた情報発信、PR事業、イベント実施等、起業人からの提案事業に取り組む。
⑤その他	<p>○受入人数 1人（観光交流課内で勤務）      ○派遣企業 飲食店の情報収集及び業務支援を行う企業      ○事業費 派遣元企業に対する負担金 420万円          起業人移動旅費 100万円          起業人提案事業委託料 100万円          受入準備経費 20万円</p> <p>＜地域活性化起業人(企業人材派遣制度)の概要＞      ○対象者 3大都市圏に所在する企業等の社員(在籍派遣)      ○受入団体 3大都市圏外の市町村          3大都市圏内市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び          人口減少率が高い市町村      ○財源手当 特別交付税          ・派遣元企業に対する負担金など起業人の受け入れに要する経費              上限額 年間560万円／人          ・起業人が発案・提案した事業に要する経費              上限額 年間100万円(措置率0.5)／人          ・起業人の受入準備経費              上限額 年間100万円(措置率0.5)／人      ○期間 6か月～3年      ※令和4年度スケジュール</p> <pre> graph LR     A[4月中旬～5月中旬 公募] --&gt; B[5月中旬～5月下旬 面接・審査]     B --&gt; C[6月上旬 起業人決定]     C --&gt; D[6月中旬 協定書締結]     D --&gt; E[7月～ 派遣開始]   </pre>

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

--

### (3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有)  (無)

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-5. 観光・交流の推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		21,600	6,400	7,600	7,600
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0
	地方債( )	0	0	0	0
	その他( )	0	0	0	0
	一般財源	21,600	6,400	7,600	7,600

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	<b>美肌観光推進事業</b>	整理番号	<b>504</b>
		担当部・課	産業経済部 観光交流課、各支所産業建設課
事業期間	単年度・複数年度	事業区分	(新規)・拡充
	令和4年度～令和6年度・終期末定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	当市が有する美肌資源のパッケージ化、旅行企画商品の造成及び新規商品開発等を推進するとともに、島根県が進める「美肌観光」と連携して誘客を図ることで、中山間地域における交流人口の拡大及び地域活性化を目指す。																								
②背景	中山間地域の過疎化・高齢化の進行により、地域活力の低下が危惧されている一方で、当市の中山間地域には全国に誇れる美肌資源が数多く存在している。																								
③効果	美肌観光の推進により、中山間地域への交流人口の拡大を図ることで地域経済の活性化を図る。																								
④内容	美肌関連の食材や体験メニューの掘り起し・パッケージ化を行い、アフターコロナに対応したマイクロツーリズムを開拓する。																								
⑤その他	<p><b>【主な活動内容】</b>          「美又温泉」と「旭温泉」を中心となる美肌資源に位置付けるとともに、美肌効果がある農水産物の掘り起こしを行い、温泉水関連商品や旅行企画商品の開発支援を行う。また、乗馬や観光農園、キビソタオル、石州和紙などの体験メニュー等についても、美肌観光と連携した誘客を行することで、中山間地域全体の活性化を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①美肌観光の推進           <ul style="list-style-type: none"> <li>・各温泉の特徴やエビデンスを活かした美肌観光の推進を図る</li> <li>・美肌関連の食材や体験メニューの掘り起しとパッケージ化</li> </ul> </li> <li>②おもてなしの向上セミナーの開催           <ul style="list-style-type: none"> <li>・観光客の満足度を高めリピーター確保のための研修等</li> </ul> </li> <li>③情報発信           <ul style="list-style-type: none"> <li>・SNSを活用した観光客目線での情報発信</li> <li>・「美肌市はまだ(仮称)のホームページ」の立ち上げ</li> </ul> </li> <li>④誘客企画の立案・実施           <ul style="list-style-type: none"> <li>・旅行代理店や広島PRセンターと連携した旅行企画商品の造成</li> <li>・GoToトラベル地域クーポンに対応する商品開発など</li> </ul> </li> </ul> <p><b>【想定される美肌資源】</b>          温泉、温泉関連商品(温泉水、ミネラルウォーター、化粧品等)、キビソタオル、スッポン、どぶろく          石州和紙、乗馬、アントシアニン・リコピンを含む食材 等</p> <p><b>【費用内訳】</b></p> <table border="0"> <tr> <td>人件費</td> <td>2,648千円</td> <td>会計年度任用職員</td> </tr> <tr> <td>旅 費</td> <td>209千円</td> <td>島根県と連携してPR活動に参画</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>93千円</td> <td>事務用品</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>500千円</td> <td>おもてなしセミナーの開催</td> </tr> <tr> <td>補助金</td> <td>1,000千円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>ア)美肌県しまね推進事業補助金(補助率2/3 上限1,500千円)に対する上乗せ補助 補助率1/4 上限500千円 事業費2,000千円(県1,333千円、市500千円)×1件 を想定</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>イ)市単独補助 補助率2/3 上限500千円 事業費 750千円(市500千円)×1件 を想定</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>4,450千円</td> <td></td> </tr> </table>	人件費	2,648千円	会計年度任用職員	旅 費	209千円	島根県と連携してPR活動に参画	需用費	93千円	事務用品	委託料	500千円	おもてなしセミナーの開催	補助金	1,000千円				ア)美肌県しまね推進事業補助金(補助率2/3 上限1,500千円)に対する上乗せ補助 補助率1/4 上限500千円 事業費2,000千円(県1,333千円、市500千円)×1件 を想定			イ)市単独補助 補助率2/3 上限500千円 事業費 750千円(市500千円)×1件 を想定	合 計	4,450千円	
人件費	2,648千円	会計年度任用職員																							
旅 費	209千円	島根県と連携してPR活動に参画																							
需用費	93千円	事務用品																							
委託料	500千円	おもてなしセミナーの開催																							
補助金	1,000千円																								
		ア)美肌県しまね推進事業補助金(補助率2/3 上限1,500千円)に対する上乗せ補助 補助率1/4 上限500千円 事業費2,000千円(県1,333千円、市500千円)×1件 を想定																							
		イ)市単独補助 補助率2/3 上限500千円 事業費 750千円(市500千円)×1件 を想定																							
合 計	4,450千円																								

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

	(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施 (有・無)
--	--

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-5. 観光・交流の推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		13,350	4,450	4,450	4,450
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0
	地方債( )	0	0	0	0
	その他(まちづくり振興基金)	13,350	4,450	4,450	4,450
	一般財源	0	0	0	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	<b>空き家調査事業</b>	整理番号	<b>528</b>
		担当部・課	都市建設部 建築住宅課
事業期間	単年度・複数年度	事業区分	新規・拡充
	令和4年度～令和6年度・終期末定		裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	市内全域における空き家の実態を把握するとともに、関係部局と共有することで、空き家対策に関する施策の推進を図る。																																																																																							
	市内には、人口減少等の影響により多くの空き家が存在している。空き家の中には、管理が不十分で周辺に悪影響を及ぼす危険な空き家も存在するが、平成26年度に調査を実施して以降、空き家の数や危険度などの実態が把握できていない。																																																																																							
	市内の空き家の実態を把握・共有することにより、空き家に関する相談等があった際の参考資料とすることができる。また、「浜田市空家等対策計画」の基礎資料として活用できる。																																																																																							
	○空き家調査業務委託 一式 1 委託業務内容 ①市内にあるすべての建物を現地にて調査し、空き家かどうかを判定する。 ②空き家であれば不良度判定を行い、空き家の危険度(5段階評価)を判定するとともに、近景及び遠景の写真を撮影する。 2 調査計画 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>調査年度</th> <th>調査地域</th> <th>予算額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度</td> <td>浜田地域</td> <td>9,900千円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>弥栄・三隅地域</td> <td>6,380千円</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>金城・旭地域</td> <td>5,500千円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>21,780千円</td></tr> </tbody> </table> 3 調査結果 空き家数、空き家率、危険空き家数、所在地、不良度判定結果及び写真を成果として電子データで保管する。電子データは、加工可能な汎用データのほか、不良度判定結果や写真等を関係部署からでも閲覧可能な電子地図上に表示させる。		調査年度	調査地域	予算額	令和4年度	浜田地域	9,900千円	令和5年度	弥栄・三隅地域	6,380千円	令和6年度	金城・旭地域	5,500千円	合計		21,780千円																																																																							
調査年度	調査地域	予算額																																																																																						
令和4年度	浜田地域	9,900千円																																																																																						
令和5年度	弥栄・三隅地域	6,380千円																																																																																						
令和6年度	金城・旭地域	5,500千円																																																																																						
合計		21,780千円																																																																																						
④内容	<平成26年度の調査結果> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">空き家率</th> <th colspan="5">老朽度・危険度ランク別の件数</th> </tr> <tr> <th>地区</th> <th>空き家数</th> <th>家屋総数</th> <th>比率</th> <th>地区</th> <th>調査可能件数</th> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> <th>D</th> <th>E</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>浜田</td> <td>1,351</td> <td>21,399</td> <td>6.31%</td> <td>浜田</td> <td>1,284</td> <td>392</td> <td>315</td> <td>270</td> <td>195</td> <td>112</td> </tr> <tr> <td>弥栄</td> <td>121</td> <td>1,261</td> <td>9.59%</td> <td>弥栄</td> <td>85</td> <td>12</td> <td>24</td> <td>18</td> <td>18</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>三隅</td> <td>488</td> <td>4,073</td> <td>11.98%</td> <td>三隅</td> <td>435</td> <td>103</td> <td>90</td> <td>109</td> <td>79</td> <td>54</td> </tr> <tr> <td>金城</td> <td>215</td> <td>2,884</td> <td>7.45%</td> <td>金城</td> <td>189</td> <td>49</td> <td>44</td> <td>29</td> <td>39</td> <td>28</td> </tr> <tr> <td>旭</td> <td>234</td> <td>1,973</td> <td>11.86%</td> <td>旭</td> <td>187</td> <td>39</td> <td>55</td> <td>42</td> <td>28</td> <td>23</td> </tr> <tr> <td>全 域</td> <td>2,409</td> <td>31,590</td> <td>7.62%</td> <td>全 域</td> <td>2,180</td> <td>595</td> <td>528</td> <td>468</td> <td>359</td> <td>230</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">A:再利用可 B:危険性小 C:損傷大 D:倒壊の危険性あり E:倒壊の危険性大</p>		空き家率				老朽度・危険度ランク別の件数					地区	空き家数	家屋総数	比率	地区	調査可能件数	A	B	C	D	E	浜田	1,351	21,399	6.31%	浜田	1,284	392	315	270	195	112	弥栄	121	1,261	9.59%	弥栄	85	12	24	18	18	13	三隅	488	4,073	11.98%	三隅	435	103	90	109	79	54	金城	215	2,884	7.45%	金城	189	49	44	29	39	28	旭	234	1,973	11.86%	旭	187	39	55	42	28	23	全 域	2,409	31,590	7.62%	全 域	2,180	595	528	468	359	230
空き家率				老朽度・危険度ランク別の件数																																																																																				
地区	空き家数	家屋総数	比率	地区	調査可能件数	A	B	C	D	E																																																																														
浜田	1,351	21,399	6.31%	浜田	1,284	392	315	270	195	112																																																																														
弥栄	121	1,261	9.59%	弥栄	85	12	24	18	18	13																																																																														
三隅	488	4,073	11.98%	三隅	435	103	90	109	79	54																																																																														
金城	215	2,884	7.45%	金城	189	49	44	29	39	28																																																																														
旭	234	1,973	11.86%	旭	187	39	55	42	28	23																																																																														
全 域	2,409	31,590	7.62%	全 域	2,180	595	528	468	359	230																																																																														
⑤その他	(2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討 (3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施 (有・無)																																																																																							

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

### (3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	V. 生活基盤が整った快適に暮らせるまち
	施策大綱	V-5. 快適な生活基盤の整備
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財源内訳	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
	国県支出金	10,890	4,950	3,190	2,750
地方債( )	0	0	0	0	0
その他( )	0	0	0	0	0
一般財源	10,890	4,950	3,190	2,750	

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	<b>用排水路冠水対策事業</b>	整理番号	<b>561</b>
		担当部・課	都市建設部 維持管理課
事業期間	単年度・複数年度	事業区分	新規・拡充
	令和4年度～令和7年度・終期末定		裁量・義務・政策ソフト(政策ハード)明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	大雨時に周辺が冠水する恐れのある公共的な小河川や水路の冠水対策を実施し、市民の安全安心な生活を確保する。		
②背景	これまで公共的な小河川や水路については、地元で泥上げなどの維持管理が行われていたが、高齢化が進み、地元での維持管理が困難になっている。 また、こういった水路には生活排水も流れしており、水路周辺の環境は悪く、大雨時には周辺が冠水するなど問題が多くなっている。		
③効果	用排水路を整備することにより、周辺の冠水被害を防止し、市民の不安を解消することができる。		
④内容	地元町内から要望を受けている2か所(上府町、長沢町)を4か年計画で整備する。		
⑤その他	<p>&lt;整備予定箇所の状況&gt;</p>   <p>上府町</p> <p>長沢町</p>		

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

	(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施 (有・無)
--	--

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VI. 安全で安心して暮らせるまち
	施策大綱	VI-1. 災害に強いまちづくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財源内訳	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		100,687	25,687	25,000	50,000
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債(緊急自然災害防止対策事業債)	100,600	25,600	25,000	50,000
	その他( )	0	0	0	0
	一般財源	87	87	0	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	河川緊急浚渫事業	整理番号	562
担当部・課	都市建設部 維持管理課		
事業期間	単年度・複数年度 令和4年度～令和6年度・終期末定	事業区分	新規・拡充 裁量・義務・政策ソフト(政策ハード)明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	市管理河川に堆積した土砂等の浚渫を行い、河川の通水断面を確保することにより、河川氾濫等を防止する。		
②背景	近年、台風や大雨などによる災害が多く発生しており、全国的に河川氾濫等の大規模な浸水被害が発生している。浜田市においても、河川内に多くの土砂等が堆積し川の流れが著しく阻害されている河川が多く存在している状況であり、増水時における河川の通水に支障をきたさないため、短期的に土砂等を除去し河川の通水断面を確保する必要がある。		
③効果	河川浚渫を実施することにより、河川氾濫等の自然災害を防止し、市民の安全安心な生活を確保することができる。		
④内容	○河川浚渫工事 【浜田】堂道川 外 【金城】小瀬原川 外 【旭】大津川 【弥栄】西の郷川 外 【三隅】尾実川 外  <b>【整備スケジュール】</b> 令和4年度:8河川 令和5年度:7河川 令和6年度:7河川		
⑤その他	<整備予定箇所の状況>   <p style="text-align: center;">堂道川(上府町)</p> <p style="text-align: center;">西の郷川(弥栄町木都賀)</p>		

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

	(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容 市民参加の実施 (有・無)		

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VI. 安全で安心して暮らせるまち
	施策大綱	VI-1. 災害に強いまちづくりの推進
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財源内訳		全体計画	4年度	5年度	6年度以降
	事業費	146,664	49,664	48,500	48,500
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債(緊急浚渫推進事業債)	146,600	49,600	48,500	48,500
	その他( )	0	0	0	0
	一般財源	64	64	0	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	<b>公園環境整備対策事業</b>	整理番号	<b>575</b>
		担当部・課	都市建設部 維持管理課
事業期間	単年度・複数年度	事業区分	新規・拡充
	令和4年度～令和6年度・終期末定		裁量・義務・政策ソフト(政策ハード)明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	身近な公園の遊具等の更新・整備を行い、子育て世代が子どもと一緒に安心して遊べる場づくりを行う。	
②背景	これまで都市公園については、社会資本整備総合交付金を活用して遊具等の更新を行ってきたが、身近な公園(小規模な公園)については、交付金の対象とならず遊具等の更新が進んでいない。そのため、老朽化の著しい遊具は止むを得ず使用禁止してきた。	
③効果	本事業により、遊具等を更新し、子育て世代が子どもと一緒に安心して遊べる環境を整備する。	
④内容	<p>○公園遊具等更新工事  【浜田】桧ヶ浦児童公園 外(大型複合遊具 外)  【金城】ライティングパークこども広場 外(4連ブランコ 外)  【旭】旭公園(大型複合遊具 外)  【弥栄】杵東まちづくりセンター(すべり台 外)  【三隅】三隅中央公園(ターザンロープ 外)</p> <p>【整備スケジュール】  令和4年度: 12公園(19設備)  令和5年度: 4公園(12設備)  令和6年度: 7公園(12設備)</p>	
⑤その他	<p>&lt;遊具の使用禁止状況&gt;</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">桧ヶ浦児童公園                            河内親水広場</p>	

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

		(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容	
		市民参加の実施 (有・無)	

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	II. 健康でいきいきと暮らせるまち
	施策大綱	II-3. 子どもを安心して産み育てる環境づくり
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	2. 子どもを安心して産み育てる環境づくり

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		136,500	57,600	39,800	39,100
財源内訳	国県支出金	0	0	0	0
	地方債( )	0	0	0	0
	その他(ふるさと応援基金)	136,500	57,600	39,800	39,100
	一般財源	0	0	0	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	高機能消防指令センター更新事業		整理番号	602
担当部・課	消防本部 通信指令課			
事業期間	単年度・複数年度	事業区分	(新規)・拡充	
令和4年度～令和5年度・終期末定			裁量・義務・政策ソフト(政策ハート)	明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	平成19年から運用している高機能消防指令センター(119番受信、位置検索及び消防車両等への情報伝達等を総合的に統制する装置)が耐用年数を超過しているため、システムの全更新を行う。
②背景	現在運用している高機能消防指令センターは平成19年4月に運用開始後、令和4年度末で16年が経過する。通常10年程度でシステム全体を更新するようメーカーは推奨しているが、サーバー等の主要機器や消耗部品等を計画的に部分更新し延命措置を図ってきた。しかし部品調達にも限界があり、万一消防指令センターが停止した場合には迅速かつ適切な対応ができず、市民の消防救急需要に応えることができなくなる可能性がある。
③効果	システムを全更新することにより、高機能消防指令センターを安定的に維持し、市民の消防救急需要に応えることができ、安全安心な市民生活に寄与することができる。
④内容	・R4年度 実施設計 ・R5年度 高機能消防指令センター機器整備 ・R6年度 4月運用開始予定
⑤その他	<p style="text-align: center;"><b>高機能消防指令センター イメージ</b></p> 

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

### (3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	VI. 安心して暮らせるまち
	施策大綱	VI-3. 消防・救急体制の充実
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	4. 地域の特性を活かした安心して暮らせるはまだづくり

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財源内訳		全体計画	4年度	5年度	6年度以降
	事業費	354,860	4,708	350,152	0
	国県支出金	0	0	0	0
	地方債(過疎債)	354,800	4,700	350,100	0
	その他( )	0	0	0	0
	一般財源	60	8	52	0

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	地域文化財総合活用推進事業		整理番号	689
事業期間	単年度・複数年度		担当部・課	教育部 文化スポーツ課
	令和4年度～令和6年度・終期末定	事業区分	新規・拡充	裁量・義務政策ソフト政策ハード・明るい未来・中山間地対策

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	国庫補助事業を活用し、地域文化財の総合的把握、保存活用を図る「文化財保存活用地域計画(旧歴史文化基本構想)」を策定することで、文化財の保存・活用に関して浜田市が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画として定め、これに従って計画的に取組を進め、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用の促進を図る。
②背景	文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置づけられた市町村における文化財の保存・活用に関する総合的な計画であり、なお、令和2年度に島根県文化財保存活用大綱が策定され、県内では益田市・津和野町・出雲市が計画策定認定済、松江市・大田市が計画策定中である。
③効果	計画策定により、文化財行政の取組の方向性を明示し、地域住民・民間団体などの理解・協力を得て、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図ることができる。 また、計画策定に伴う総合的な文化財把握の成果は、市誌編纂、各地域での文化財普及活動に反映することができる。
④内容	令和4年度 地域文化財の総合的把握、各地域市民との意見交換 令和5年度 地域文化財の総合的把握、各地域市民との意見交換、文化財保存活用地域計画作成 令和6年度 文化財保存活用地域計画作成
⑤その他	島根県文化財保存活用大綱に基づく基本方針  

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

島根県(文化財保存活用大綱)、益田市(文化財保存活用地域計画)、津和野町(文化財保存活用地域計画)、出雲市(文化財保存活用地域計画)、山口市(歴史文化基本構想)、館林市(歴史文化基本構想)
--

### (3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容

市民参加の実施 (有・無)

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	III. 夢を持ち郷土を愛する人を育むまち
	施策大綱	III-5. 歴史・文化の伝承と創造
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

単位:千円

財源内訳	事業費	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
		16,531	2,947	5,367	8,217
	国県支出金	7,982	1,146	2,563	4,273
	地方債( )	0	0	0	0
	その他( )	0	0	0	0
	一般財源	8,549	1,801	2,804	3,944

## 新規事業等実施に伴う説明シート

事務事業名	浜田地域沖合底曳網漁業構造改革推進事業 (債務負担行為)		整理番号	-	
事業期間	単年度・複数年度 令和5年度～令和8年度・終期末定		担当部・課	産業経済部 水産振興課	
		事業区分	新規・拡充 裁量・義務・政策ソフト・政策ハード・明るい未来・中山間地対策		

### (1)事業の概要・全体計画等

①目的	地元沖合底曳網漁船の存続に向けて、収益性の高い操業・生産体制への転換による漁業構造改革を推進し、漁業経営の安定化を図るため、漁業経営体が行う漁船の更新について県と連携し支援を行う。				
②背景	漁業経営体の廃業や漁船の高船齢化の進行により、浜田地域の沖合底曳網漁業は存続の危機に直面しており、老朽化した漁船を更新できなければ、廃業を選択せざるを得ない状況となる。基幹漁業である沖合底曳網漁船団の減少は、水産加工や鮮魚卸、小売、流通など多くの関連産業に影響を及ぼすこととなるため、早急な対策が求められている。				
③効果	新船建造により30年間程度の事業継続が見込められ、浜田漁港の水揚確保、漁業就業者の雇用維持に繋がる。				
④内容	<p>国の水産業競争力強化漁船導入緊急支援事業「もうかる漁業創設支援事業」(以下、「国事業」)を活用し、新船建造に取り組む沖合底曳網漁業経営体の負担を軽減するため、県・市で連携して追加の支援を行う。</p> <p>○補助対象者 沖合底曳網漁業経営体 1者</p> <p>○補助内容 国事業の補助残の1/2以内 ※上限額 3億円(県1.19億円、市1.81億円を想定) ※国事業の補助金額 用船料等相当額(約10億円)の1/3以内</p> <p>○補助金額 令和5年度～令和8年度 3億円</p> <p>○国事業実施スケジュール</p>				
⑤その他	令和4年度中に補助対象者・県・市とで協定を締結するための債務負担行為の設定				

### (2)他の地方公共団体の類似する政策との比較検討

		(3)提案に至る過程における市民参加の実施の有無とその内容			
		市民参加の実施 (有・無)			

### (4)総合振興計画との整合性

総合振興計画上の位置づけ	まちづくりの大綱	I. 活力ある産業を育て雇用をつくるまち
	施策大綱	I-1. 水産業の振興
	まち・ひと・しごと創生総合戦略の該当	1. 産業振興と企業立地による雇用の創出

### (5)財源措置・将来にわたるコスト計算

	全体計画	4年度	5年度	6年度以降
事業費	300,000	—	—	—
国県支出金	119,001	—	—	—
地方債( )	0	—	—	—
その他(ふるさと応援基金)	180,999	—	—	—
一般財源	0	—	—	—